

安保法制違憲・国家賠償請求事件 準備書面（6）

（被害論その2）

を読む

2018年5月8日

第4回原告読書会

堀 康廣

第1 はじめに

1 原告らは新安保法制法の「成立」及び施行によって受けた平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害を訴えている。本書面では、準備書面(3)に引き続き、被害事実をあげつつ、権利侵害の分析を具体的にしていきたい。

2 平和的生存権とは、戦争と軍備及び戦争準備によって、破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、またそのように平和な国と世界をつくり出してゆくことのできる権利である。戦争や軍備による被害者・加害者になることを拒否するものである。

人格権とは、憲法13条が保障する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されるという、個別的な基本的人権の保障の基底をなすものであり、「生命、自由及び幸福追求の権利」として統一的・包括的な基本的人権を示すものでもある。そして、憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体を広義の「人格権」と捉えていく。

憲法改正・決定権とは、具体的な憲法改正課題が生じたときに、国民各人が、その賛否を最終的には国民投票制度を通じて表明し、当該憲法改正の是非を決定する具体的権利であるが、その投票権にとどまらず、国会における発議以前から、国民の代表である国会議員を通じて、あるいは表現の自由、政治活動の自由その他の権利を自ら行使し、国民投票運動に参加するなどにより、その憲法改正課題に対して賛否その他の意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加する権利である。平和的生存権、人格権という個人としての根本的な権利を担保するための権利でもある。

元最高裁判事泉徳治氏が、憲法9条に対する「統治行為」についての質問に答えている。

3 原告らの被害は、いくつかの権利・利益を侵害されたもので、複合的な被害である。平和的生存権の侵害は、人格権の侵害を必然的に伴っており、その侵害は、原告らの憲法改正・決定権の侵害によってももたらされている。被告のいうような「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などではなく、具体的で切実かつ甚大な被害である。

第2 原告らの被害

1 70余年前のアジア・太平洋戦争により被害を受けた原告ら

(1) 戦争により被害を受けた原告らに共通する被害

本書面では、長崎の原爆により被害を受けた者たちを取り上げている。

長崎で被爆した原告らの脳裏には、当時の音やにおいなどとともに悲惨な光景が強い記憶として焼き付いている。原爆による被害は、間違いなくPTSDに罹患するほどの大きな出来事であり、その記憶は色あせることがない。

【権利の侵害】

- ① 新安保法制法が制定されたことにより、そこに戦争や軍備の臭いを感じとり、当時の筆舌に尽くしがたい体験や衝撃が蘇るところとなり、著しい苦しみを味わい、平和で穏やかな生活を侵害されている。(平和的生存権の侵害)
- ② 新安保法制法の採決が強行されたことにより、平和憲法を抛り所としてきたこれまでの自分の平和に対する信念や信頼を打ち砕かれ、今までの人生そのものを否定されたと感じるような大きな被害を受けている。(人格権の侵害)
- ③ 平和的な生存の保障のなんたるかについて一切考慮せず、それによって確保される人格的な権利について何の配慮もせず、原爆の被害を受けた当事者の声を無視して制定された新安保法制法は、原告らの平和的生存権を侵害し、人格権を侵害し、憲法改正・決定権を侵害するものである。

(2) それぞれの被害者の実情

ア 7歳で原爆の被害にあった原告A(原告番号505)の場合(甲D505)

幸い家族は全員無事だった。ガンなどに罹患したが、長い間手帳はもらわなかった。皆50才代、60才代で亡くなっていった。また、「長崎出身」の一語により、長く受け続けた偏見や差別は原告の人格を傷つけた。母親の心情を理解できる年齢になり、原爆の惨状を目に焼き付けてしまった母の心は生涯どんなに苦しかっただろうと思う。これまでは「もう終わったことだ。二度と起こることのないことだ」と安堵してきていた。

【権利の侵害】

新安保法制法による戦争や軍備の足音は、70余年前の被害が再び起こるかもしれないという言い尽くせない暗雲になって原告を押しつぶそうになっていることを感じる。人生の終末になって、平和で平穏な生活が足下から崩れそうなこの状況を怒りを持って訴える。(平和的生存権の侵害)

イ 13歳で原爆の被害にあった原告B(原告番号345)の場合(甲D345)

女学校に入学した13歳のとき大東亜戦争が始まった。学校では、戦地の兵隊さんに慰問文を書いて送り兵隊さんが一番偉いと信じて疑わない軍国少女だった。「日本が負けそうだ」と言えば警官に捕まる時代で、思ったことを口に出すことが憚られた。

原爆投下時は、爆心地から約3.6キロの場所にいた。北の方の空の一箇所がマグネシウムのストロボを焚くような、今まで見たこともない黄色っぽい光でピカーと光り、次の瞬間、後ろのほうから白い霧のようなガスが来た。とっさに近くにあった映画館に飛び込み、大きな柱にしがみついた。飛び込むと同時に爆音がし、爆風が来たかと思うと、ガラスというガラスは割れ落ち吹き飛んだ。

戦争の記憶は、原爆によって人がうける悲惨な被害である。人の皮膚がトマトの湯剥きのようにめくれる様や人の体を食いちぎる白い無数のウジの映像は、この世のものと思えないホラーのような世界だった。その恐怖から原告を救ってくれるのは、「もうあんなことは起こらない」という安堵だった。戦争の被害から人を救い出すのは平和だということを、原爆被害を歌で訴える活動を通じて、自覚していた。

【権利の侵害】

武器を使用するようになる新安保法制法の成立は、再び長崎被爆と同じ現実をもたらす可能性をつくった。あの悲惨な映像が、再び現実になってしまうかもしれないという恐怖と苦しさに耐えられなくなっている。平和な生活や穏やかな気持ちの中で生活する権利が大きく侵害された。

(平和的生存権の侵害)

ウ 7歳で原爆の被害にあった原告C（原告番号513）の場合（甲D513）

爆心地から約3.3km離れた自宅で被爆した。道がピカーツと光り、照明弾が家の前に落とされたかと思うほどだった。慌てて裏手の竹藪の中に逃げ込んだ。竹藪の笹の葉がザーザーと物凄い風で揺れ、土ぼこりが舞い上がり、息ができないくらいだった。爆風が収まって家に戻るとタンスが倒れ、柱時計も落ち、棚の上の物も散乱し、ガラスは全部割れてめちゃくちゃになっていた。空には大きなキノコ雲ができていて、その雲の両側がぐるぐると中心に向かって大きく渦を巻いて回っていた。9月に学校が始まるまで、小学校のグラウンドの一角では、子どもには見えないように囲って遺体を燃やしていたが、遺体を焼くにおいはしていた。戦後、母の着物と食料を物々交換してようやく食いつなぐなど大変貧乏で苦しい生活だった。憲法9条によって二度と戦わないという憲法の約束がこれまでの原告にどれだけ安堵を与えたかを痛感している。

【権利の侵害】

新安保法制法が成立してから、キノコ雲の両側がぐるぐると中心に向かって大きく渦を巻いて回り、雲がまるで竜巻の頭のように、生きているように渦を巻いていたその映像や、大量の遺体が燃やされ、その臭いが立ちこめる異様な記憶やひもじく苦しい生活の記憶と一緒にあって、原告を耐え難く、重苦しい絶望的な心地にさせた。戦後、もう殺し合うことはない

いう安堵を得てきた原告の心の穏やかさは奪われてしまった。

(平和的生存権の侵害)

エ 1歳7ヶ月で原爆の被害にあった原告D(原告番号48)の場合(甲D48)

原告は疎開していたため助かったが、祖父は畑の作業中に被爆死したこと、体内で被爆した妹が出産後まもなくして亡くなったことなど、被爆による悲惨な人々の様子を傍らで見ながら暮らしてきた。被爆したことは人に話してはいけないと口止めされ、家では原爆の話がタブーであったことなど、原爆の記憶は重苦しい空気の中にある。原告の心に焼き付いているのは、通学した城山小学校に原爆学級があり、被爆した生徒だけが入れられ、健全な生徒との比較がされていたようだったこと、ABC C(アメリカが設置した原爆傷害調査委員会)に検査のためにつれていかれる子がいたことなど、普通でない小学校時代の生活だった。退職を期に「被爆者歌う会ひまわり」に参加した。原告の意識の中には日本は今憲法9条があり、日本に関わる原爆問題はもうないだろうという漠然とした安心感があった。

【権利の侵害】

ここ数年の国の動きと、新安保法制法が成立したことから、原告は、子どものころの生活が、どれほど原爆被害に抑圧された異様なものであったか、被爆してガンで亡くなっていった叔母たちのことや、原爆教室のことが一気に重苦しい空気のように蘇ってきた。「被爆者歌う会ひまわり」で原爆被害を繰り返すなという歌声を、今真剣にこの日本に向けなければならないことになったことに愕然とし、これまで憲法9条にずっと支えられ、自分の中に生きる安心があったことを、奪われて改めて知ったのである。

(平和的生存権の侵害)

オ 12歳で原爆の被害に遭った原告E(原告番号64)の場合(甲D64)

原告が家にいるとき、突然、窓の外が真っ白に、まるでフラッシュをたいた時のように真っ白になり、同時にものすごい風が吹いて、窓ガラスが粉みじんになり、家具は倒れ、欄間も落ちた。夜は防空壕に入った。その夜は、長崎の町の火事が見え、空が真っ赤に燃えていた。原告の記憶に残っているのは、線路のわきに黒焦げの女性の死体があったことだ。女性の形をしていて、赤ちゃんを抱いたまま黒焦げになっていた。馬が半分黒焦げで半分は形を残しているのも見た。建物はもう形がなくなっていて、がれきの中に黒焦げの死体が転がっていた。死体を見てもかわいそうだとか思える状態ではなく、本当にすべての感覚がなくなっていて、においもわからなかった。原告はなるべく思い出さないようにしていたが、ふと思い出してしまったりしたときには、改めて怖い思いをした。40歳になる少し前に子宮と卵巣に腫瘍ができて、がんになるかもしれないということで全摘出した。一緒に被爆した又従姉妹もまったく同じ

時期に同じ症状で手術をしたことを知り、放射能の恐ろしさにすくんだ。原告は、憲法9条ができ、日本が「戦争を放棄する」ということを知ったとき、もう絶対戦争は起きないと安堵し、戦争をしないという国の姿勢が続き、その安心感はずっと続いてきており、この平和は70年以上かけて自分の生きる権利を支えている。

【権利の侵害】

新安保法制により、いまある平和な暮らしが失われ、家族の命が脅かされていると感じている。平和でないことがどんなものか、地獄の状況を見た原告にとって、武器を持って戦うことを認めるようになった日本で暮らす日々は、すでに原告の平穏に暮らす権利を侵害しているのである。

(平和的生存権の侵害)

2 障害児教育に35年関わってきた原告Fの場合

(1) 被害の概要

新安保法制に伴う軍事予算の増大によって、社会保障費などが削減され、障がい者など弱いものが、健常者と同じように生きることが許されない社会に向かっている。障がい児教育に自分の生き甲斐を見出し、それに人生を賭けてきた原告は、教員としてまた人間としての生きがいや傷つけられ、将来に生きる希望が持てないなどと感じている。

(2) 原告Fの被害(原告番号381)(甲D381)

自分の進路を障がい児のための教育に関わろうと決心し、東京教育大学の入学式に向かう途中、浜松の重度心身障害者施設を見学した。柱に縛り付けられたり、檻のようなものに入れられたり、自傷のために顔が傷つきゆがんでいる人もいた。はじめて見るその異様な光景に、こんな動物のような人たちに教育ができるのだろうか、自分の生涯の仕事として掛ける価値があるのだろうか、「かわいそうな子どものために役に立ちたい」という薄っぺらな志は脆くもがたがたと壊れた。しかし、もう一度あの施設を見学したいと思い訪ねて見た。その時、あの地獄絵のように思えた光景が、もっと平らに人間の様相に見えたのだった。原告は、自分はもしかしたら変わっていけるかもしれないと思えた。

養護学校の教員になり、子どもの笑顔と保護者たちの喜びにふれ、やりがいを感じていた頃、進行性の障がいを持つ女兒に出会った。幼い頃は元気におしゃべりし、走ったりしていましたが、次第に言葉が出なくなり目が見えなくなり、歩行も困難になっていった。7月の林間学校に行き、山の空気や花火などを感じて声を出して笑ったり、とっても良い表情で喜んでいたので2週間後に亡くなった。短い生命だったが、最後まで一生懸命に楽しんで生きて輝いていた。原告は、生命の尊さ、重さを噛みしめた。原告は他校との交流会を始めた。生徒に「他校生に一番言いたいことは何か」と問うと、一人の男子生徒が絞り出すような声で「僕たちは勉強は遅

れているけど、バカじゃない！」と言い、生徒たちが「うんうん」とうなずき合った。これこそ障がいを持っている人の人格宣言でした。原告の心に沁みて一生忘れることができない言葉となった。障がいを持つ子どもたちが教えてくれることは実に深くたくさんあり、人間はみんな同じなんだ、生きるために基本的に大切なことや喜怒哀楽を実にシンプルに見せてくれた。良いところも悪いところも強いところも弱いところも、愛おしいと思えるようになった。人間に対する深い信頼が揺るぎないものになっていることに改めて確信をもった。

「戦争などの有事の時、障がい者は真っ先に切り捨てられる。」これは障がいを持つ人の言葉だ。新安保法制法で、日本は「戦争ができる国」になってしまい、障がいのある人をすでに差別し、軽視し、人間としての価値を認めない空気を作り上げた。

【権利の侵害】

- ① 憲法9条を逸脱した解釈で集団的自衛権を認め、新安保法制法がつくられたことで、原告は、障がいある人と共に暮らすことの幸福感は大きく傷つけられた。そして、障がいある人と一緒に学び歩んできた自己の人格そのものが、大きく傷つけられた。(人格権の侵害)
- ② 障がいのある子たちは、平和でないと暮らせない。障がいのある人たちとの共生の重要性とそのため社会の条件について原告の何らの意見も汲み取られることはない手続きで変えられたことは、平和な社会を作りたいと心から考える主権者としての原告の権利が侵害されたのである。

(平和的生存権の侵害)

3 海外での活動に携わる者の被害

(1) 海外でNPOや個人で、海外の支援活動などに携わる者

支援する場合には、安全な場所の確保が難しい上に、どこの国民であるか、どこの民族であるか、どんな宗教であるかといったことが、支援のボランティア活動をするにおいても重大な影響を与え、活動者の命を奪うこともある。これまで日本は武力を行使しない国として他国から理解されており、イラン・イラク戦争の際に日本が安全な船の航行を確保できたことについては、準備書面(3)で述べたとおりである。

【権利の侵害】

新安保法制法は「戦争をしない国」を否定するものであり、そのことが海外でボランティアをする人々の平穏な活動を害し、ボランティア活動によって実現したいと願った自らの信念さえもその実現を不可能にしてしまう。

(人格権の侵害)

(2) それぞれの被害の実情

ア パレスチナ難民の里子支援を30年続けてきた原告G（原告番号95）の場合（甲D95）

原告が自身の生きる原点につながる大きな衝撃を受けたのは、島崎藤村の『破戒』だった。その理不尽な不平等に疑問を抱くとともに、やりきれなさを感じ、それが権力の側が作った制度によるものとなり、激しい怒りを覚えるようになった。さらに、同じ庶民の間での差別として根付くとき、人の尊厳はあつげなく失われることを知った。このような強者が弱者を抑圧する構図に対して反発する気持ちが強くなり、そうした正義感が原告の最も重要な価値観として育ち、生き方の根幹に据えられてきた。

高校時代はベトナム反戦運動に参加し、社会人になってからも、利益追及に狂奔し環境破壊にひた走る企業や、核兵器に繋がる原発を推進する企業に対する抗議行動に参加してきた。20代後半から現在に至るまで、世界で最大の難民を生み出しているパレスチナに対する支援に関わってきた。

1980年代後半からは、レバノンのパレスチナ難民キャンプで生活する子どもたちを支援する里親運動にも参加し、原告自身も8名のパレスチナ難民の子どもの自立支援を続けてきた。そのほか、幼稚園や図書館の建設援助や教材支援、歯科検診、シリアからの避難民に対する緊急支援、等も行っている。経済支援だけでなく、彼ら・彼女らとの手紙や写真のやり取りを通して理解し合い、励まし合ったりしている。

パレスチナの人々は総じて日本人や日本という国に特別の親しみを抱き、信頼を抱いていると感じる。その理由は、何よりも敗戦から現在に至るまで「非戦」を誓った日本国憲法を守り、世界の国々と一度も武力衝突することなく平和外交を守り通していることだった。これは中東諸国の多くの人々から共通して受ける印象でもあった。

しかし、自公政権による安倍内閣が誕生して以来、中東諸国の人々の日本に対して抱く信頼が徐々に薄れてきている。昨年7月1日のバングラデシュの首都ダッカでの武装集団によるレストラン襲撃で一人の日本人が殺されたことはその現れである。

【権利の侵害】

新安保法制は、中東諸国の人々の日本に対する不信感を決定付けている。安全に海外でボランティアをすることが困難になり、積み上げてきた中東の人々との信頼に基づいた取り組みが音を立てて崩れていくようで悔しくて辛くやり切れない。これは、まさに平和的生存権の侵害であり、自分の信念に基づく活動を侵害する人格権の侵害である。（平和的生存権の侵害、人格権の侵害）

4 信念や生き方を害された原告

(1) 信念や生き方を害された原告らに共通する被害

戦後、多くの人々は、憲法の個人の尊重の理念を自分のものとする中で、憲法が人格形成の中心になり、憲法はいわば人格の中心に位置するゆるぎなき骨格となっている。

【権利の侵害】

新安保法制法の成立により、原告らが築いてきた自己の人格と自己の意思に基づいて生きることが傷つけられたのであり、こうした原告らの人格権を侵害しているものである。(人格権を侵害)

(2) それぞれの被害の実情

ア 自己の人格を再度否定された原告H(原告番号259)の場合 (甲D259)

戦前の原告は、国家の目的がそっくりそのまま、10才をわずかに超えた少年の生きる目的、生きる支えになっていたので、1945年の夏に否定された。

戦後の原告は、あのような愛国少年につくり上げられてしまった原因を探り、70年をかけて脱却し、自分の頭で考え自分で判断して自発的・自主的に行動するように自己変革をしてきた。日本国憲法は、これを保障してくれていた。

【権利の侵害】

新安保法制法の施行によって自己変革が脅かされようとしている。再び自己の平和な生存と人格自体を侵害されていると感じている。(平和的生存権の侵害、人格権の侵害)

イ NHKチーフプロデューサーを辞した原告I(原告番号29)の場合 (甲D29)

原告は、父母から、国民がどのように誤った戦争に巻き込まれ、あるいは加担していったのか、そして戦後の「主権在民」や「平和主義」「個人主義」の理念がなぜ現行憲法に謳われるに至ったのかを教えられてきた。原告も平和主義の理念はかけがえない価値観として骨身に浸み付いて成長し、立憲主義や平和主義の理念は揺るぎない確信となり、その考え方は人生の羅針盤となっていた。

原告は1987年に「憲法が行政実務の現場ではどのように反映されているのか、議会ではどのように議論されているのか、司法判断の場ではどのように適用されているのか、そして何より国民がどれほど憲法の恩恵を享受しているのか、すべてこの目で見てやろう！」と考えNHKに記者として就職した。そして「おかしいと感じたことは「おかしい！」というのがジャーナリストであり、「自己保身や所属組織の都合で口をつぐむのは職業倫理に反する」というのが仕事を遂行する上での信条だった。NHKの報道の原則である「余計な論評を一切しない」という前提には、” 行政府も立法府も司法も民主主義の鏡であ

り、民主的な判断と運営が行われている”という絶対的な信頼が基礎にあった。ここ数年の政治を振り返ると、特定秘密保護法の成立、マイナンバー制度の導入、「一億総活躍社会」という政治コピー、そして今国会で議論されている共謀罪の新設と、まるで戦前・戦中の歴史をなぞるかのような法の名前を変えた支配体制が再び市民の背後に忍び寄っているように思える。ジャーナリズムに対しても政府・与党からあからさまな圧力が相次いでいる。

【権利の侵害】

- ① 新安保法制法で、民主主義の危機を目の当たりにして、息が詰まるような毎日に変えられた。そして、NHKを依願退職した。最早「政府を信じ、国会を信じ、この国の民主主義を信じよう」と無責任に口にすることができなくなったからだ。民主主義の回復を目指す運動に身を投じなければ自分の信念を貫き通すことはできないと思った。原告は、肩書もなく無職で収入は失業保険だけで、孤独感も将来への不安感もある。安倍内閣が集団的自衛権を容認し、新安保法制法の成立を強行させたことでこの国が戦争に近づき、国がそのための統制に走り出していることを原告は、ひしひしと感じている。原告の平和的生存権はすでに侵害されている。(平和的生存権の侵害)
- ② 主権者としての意思も反映されない強引な法の成立は、原告の主権者としての権利も侵害したのである。(憲法改正・決定権の侵害)

ウ 信仰を否定された牧師原告J（原告番号516）の場合（甲D516）

～「内なる平和と外なる世界の平和」を否定され宗教家としての信仰が害された～

原告は戦争の傷跡が数多く残るなかで幼少年時代を過ごした。傷痕軍人をよく見たし、川の傍らには戦闘機の残骸が放置されていた。大人たちが平和や権利のために闘う姿もしばしば目撃した。小学校では、映画「第五福竜丸」が上映され、教師たちも平和について一生懸命に教えようとしていた。

原告が戦争と平和について自らの問題として初めて意識したのは、中学生の時、キューバ危機が叫ばれ、核戦争が起こり地球が滅びるのでは、という報道に不安になり、友人と真剣に戦争について話し合った時であった。大学生になるとベトナム戦争が激しくなり、70年安保を迎えようとする時期で戦争と平和について考える環境にあった。

原告はそのころ、洗礼を受けた。その当時、感銘を受けた言葉があった。1961年に世界宗教者会議の宣言文の中の言葉で、「私たちは宗教的・精神的態度が、内なる平和と外なる世界の平和を結び付ける目的を持っていることを確認しました。したがって、心の平和はすべての人々の幸福なしには不可能です。宗教者が人の福祉に関連するすべての問題に責任を感じるべきであるというこ

とを信じる点において、私たちは完全な意見の一致を見ました」と述べられている。「信仰と平和」、「宗教と政治」とが切り離すことができないのだという考えが原告の心の底に深く残った。51歳で地方公務員の仕事を辞めて牧師になった。原告にとって、この国が平和にかなった政治を行っているかどうかは自らの信仰に関わる重大な問題であった。

【権利の侵害】

武力を用いずに紛争を解決する平和主義を採っている日本が、集団的自衛権行使を可能とする閣議決定、そして新安保法制法を制定したことは、宗教的信念に反することであり、宗教者としての人格の核心部分を否定され、侵害されたのである。(人格権の侵害)

5 テロが発生する高い蓋然性を持った危険に恐怖を感じその平穏な生活と精神を脅かされる原告ら

(1) 現に米軍基地や自衛隊基地の周辺に居住している原告

厚木基地周辺の原告らは、これまでも戦闘機の爆音のために平穏な生活を侵害され、平和的生存権が侵害されていた。新安保法制法が成立し、日本がアメリカと一緒に戦闘行為に加わるようになれば、厚木基地は実践的に使われるようになり、これまで以上の爆音被害に生活の平穏を害されるのみならず、基地が攻撃の対象になる危険性は極めて高い。また、空母の入る横須賀は真っ先に攻撃対象となる。

【権利の侵害】

新安保法制法は、危険のレベルを圧倒的に高めたのであり、基地周辺に暮らす人々の平穏な生活は、客観的にも危険な状況にあるということが出来る。(平和的生存権の侵害)

(2) それぞれの被害の実情

ア 自らの戦争体験と基地周辺での生活を重ねつつ、新たな脅威に怯える原告K (原告番号502) の場合 (甲D502)

原告は16歳から海軍で勤労奉仕に従事した。終戦前の1年間は徴兵されて海軍に入り、伊勢志摩地域の海岸にある特殊潜航艇や人間魚雷の基地で、壕や防空壕を掘らされたり、特攻隊の訓練の支援をさせられた。国の決めたことに反対するのは国賊だと植え付けられ刷り込まれて生きてきた原告は、特攻隊の人員の募集に志願するつもりでいたが、終戦を迎えた。2番目の兄は、徴兵でパプアニューギニアで病死した。国に逆らえない戦争の中で、命が軽く扱われていたことを知っている。戦後、厚木基地滑走路北端から約800mの場所に居を構えたが、昭和30年代になると米軍のジェット戦闘機が離着陸するようになり、35年以降劇的に増加して、常に爆音に苦しめられるようになった。米軍機等の飛行差止及び損害賠償を求める訴訟が行われている。新安保法制法ができたことから、戦争の準備が進めば、厚木基地での訓練が増え、機能の強化も予測され、生活の平

穏が奪い尽くされる。厚木基地は敵対する他国にとって格好の攻撃対象となり、攻撃されれば、原告は間違いなく巻き添えで、命を落とすような被害を受けることになる。

【権利の侵害】

原告は、新安保法制法の成立によって客観的に、すでに、平和な生活が侵害されている。戦争のときに、市民がどのように扱われるかを体験から知り尽くしている原告にとっては、すでに自分の平穏な気持ちでの生活は奪われてしまっている。原告の平和な下で生きる権利は侵害されている。

(平和的生存権の侵害)

イ 基地周辺に暮らす原告L (原告番号521) (甲D521)

原告は厚木基地北側から6キロの位置で、妹夫婦と一緒に暮らしている。厚木基地は米海軍の航空施設でありまた海上自衛隊の航空基地であるから、毎日の爆音には生活の平穏を侵害されており、爆音訴訟の原告になっている。

今後、新安保法制法の実施により、自衛隊に紛争国への軍事協力が求められた場合、厚木基地での訓練等の離着陸が激しくなり、これまで以上の爆音被害が発生することになる。基地周辺住民の生活の安全、生活の静穏はさらに害されることになる。墜落事故や落下物の事故が頻発することになる。

【権利の侵害】

新安保法制法が成立したことから、今後日本がアメリカと一緒にあって集団的自衛権で闘う場合には、厚木基地は攻撃対象にされることは間違いがない。テロのターゲットになることも十分考えられる。そうなれば原告の住居も壊滅することはまちがいない。原告と同居している甥は車椅子生活をしている。何かが起これば逃げられない甥と原告は厚木基地と運命を共にするほどの危険を背負っている。簡単に転居できない経済状態もあり、精神的にもここでこのまま暮らし続ける恐怖は、日増しに高まっており、原告の平和で平穏な生活をおくる権利は大きく侵害されている。

(平和的生存権の侵害)